

議案第 37 号

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求める。

専決第 6 号 山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

令和 5 年 6 月 8 日提出

山都町長 梅田 穰

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。

令和5年5月8日

山都町長 梅田 穰

山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月8日

山都町長

梅田 穰

山都町条例第15号

山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山都町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年山都町条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する）」を「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置された）」に、「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改める。

附則第4項中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月8日から施行する。

